

## 札幌市「食」の新技术開発事業を募集中!!



- 募集期間 平成22年8月31日まで
- 対象企業 札幌市に登録上の本店を有する企業
- 対象分野 食関連産業
- 補助内容
  - ・旅費
  - ・試験・試作費（直接人件費含む）
  - ・外注委託費
  - ・マーケットリサーチ費
- 補助金額 400万円まで（1/2補助）
- 補助期間 平成23年3月31日まで（当該年度内）

※詳細は別紙「魅力ある食の新技术開発事業補助金について」をご参照ください。

◆お問い合わせは

（財）北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）

クラスター事業部 田中 まで  
TEL 011-708-6526  
E-mail: t-tanaka@noastec.jp



# 魅力ある食の新技术開発事業補助金について

## 1 事業の概要

(財)北海道科学技術総合振興センター（以下ノーステック財団）の機能を活用しながら新製品・新技术の開発・事業化等を促進する。札幌市・企業が同額をノーステック財団に支出し、ノーステック財団より支払・事業管理を行う。

### (1) 対象分野

食関連産業

### (2) 補助内容

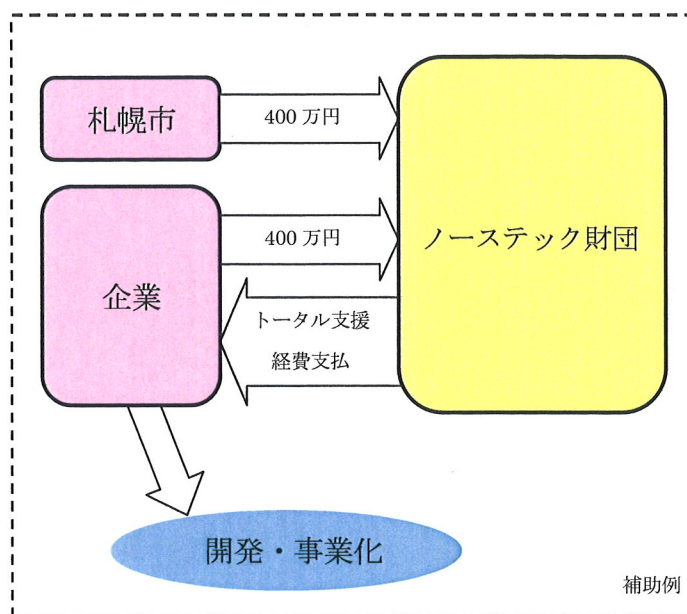
- ・ 旅費
- ・ 試験・試作費
- ・ 外注委託費
- ・ マーケットリサーチ費

### (3) 補助金額

1/2 補助（上限額 400 万円）

### (4) 補助期間

1 年間



## 2 過去の採択例

### (1) 「新規技術を用いた豆菓子の開発」(平成 20 年度)

大豆の持つ特有の硬さ（特に北海道の大豆は他の地域と比較し皮の硬さが強いといわれている）を克服し、大豆のソフト化を実現することで、幅広い年齢層を対象とした、手軽で栄養価のあるおやつ・おつまみの開発を実施。



### (2) 「ホワイトソルガムフレークの開発」(平成 21 年度)

栄養価が高く、グルテンアレルギー対応食材として注目されているホワイトソルガム。粒が小さく、粘度が高いというフレーク化が困難な特徴を克服し、日本初のホワイトソルガムフレークの開発を実施。



●(財)北海道科学技術総合振興センター クラスター事業部 田中

Tel : 011-708-6526 E-mail : [t-tanaka@noastec.jp](mailto:t-tanaka@noastec.jp)

●札幌市経済局産業振興部 ものづくり支援担当課 担当：岩間/水野

Tel : 011-211-2362 E-mail : [satoshi.iwama@city.sapporo.jp](mailto:satoshi.iwama@city.sapporo.jp)

別 表

○ 補助金の対象となる事業は、次の各号を満たすもので、かつ財団が担い手企業等と共同で取り組む研究開発等の事業とする。

- 1 新規性のある食品、食品加工の新技术又は食に関連する新製品、新技术等の研究開発を行うもの
- 2 本市における食関連産業・資源の集積を活用したもの
- 3 補助事業の完了後、速やかにビジネスに移行できる可能性の高いもの

○ 補助金の対象となる経費は、次の経費区分に掲げる経費とする。

経費区分	補助対象経費
旅 費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 研究開発プロジェクト支援事業従事者等旅費（原則として国内旅行に限る。）</li> <li>2 講師・指導員等招へい旅費（原則として国内旅行に限る。）</li> <li>3 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</li> </ol>
試験・試作費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 試作品等原材料及び副資材等の購入、構築物、機械装置等の購入、借用又は修繕等（ただし、土地、建物の購入経費は除く。）の直接的経費</li> <li>2 研究開発等に係る労賃等、事業実施に必要な直接人件費</li> <li>3 事業実施に係る技術指導費等（食糧費、接待費等の個人消費的経費を除く。）の間接的経費</li> <li>4 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</li> </ol>
外注委託費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外注加工等に要する経費</li> <li>2 検査・分析・調査等の外部委託に要する経費</li> <li>3 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</li> </ol>
マーケットリサーチ費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市場性・販路等の調査に要する経費</li> <li>2 会場設営・運営に関する経費</li> <li>3 上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費</li> </ol>